**［2020年度第3次補正予算案・2021年度政府予算案に関する声明］**

**私立大学と私立大学生に対するあまりに乏しい予算措置に抗議し、大幅な見直しを要求する**

2021年1月25日

日本私大教連中央執行委員会

2020年12月21日、菅内閣は総額106兆6097億円の2021年度予算案を閣議決定した。先んじて12月15日に閣議決定した2020年度第3次補正予算案は15 兆4271億円で、合計120兆円を超える大規模な「15か月予算」である。政府は、新型コロナ対策を強調ししながらも、予算内容は、感染防止対策やコロナ禍により困難に陥っている諸機関、国民各層への支援策には薄く、「ポストコロナ」に向けた「デジタル化」や「国土強靱化」の推進、「脱炭素社会」の実現など、菅政権が掲げる経済対策には厚く配分するものとなっている。このことは高等教育予算にも如実に表れており、コロナ禍で苦慮している私立大学、非常に重い学費負担の中で困窮している私立大学生を支援しようとする姿勢はまったく見られない。憤りを禁じ得ない、あまりに乏しい予算措置である。政府に対し厳重に抗議するとともに、10兆円に積み上がる予備費の出動を含めた、大幅な見直しを求めるものである。

１．第3次補正予算案について

　日本私大教連は第3次補正予算案編成に向けて、①面接授業を拡大する上で不可欠な感染防止のための換気・空調設備の導入や、不特定多数が触れる箇所の消毒等に係る経費への補助、②遠隔授業・面接授業・ハイブリッド授業を効果的に実施するに必要なICT環境の増強、教職員の増員、教室・自習室の整備、教職員・学生の個人負担増等の経費への補助、③困窮した学生への継続的な経済的支援（学費、生活費支援）などを実施するよう要求してきた。

しかし、第3次補正予算案における「拡大防止策」のカテゴリーでの予算措置は、国公私立の高校以下には総額334億円が計上されたものの、大学にはゼロである。その代わりということか、「防災・減災・国土強靭化」のカテゴリーで、私立大学等を「避難所」として利用するための感染症対策や衛生環境の改善経費を支援するとして、空調・換気設備の設置工事とトイレの改修に対する補助予算46億円が計上されただけである。高校以下の感染症対策等支援は、消毒液や非接触型体温計などの保健衛生用品、サーキュレータ、CO2モニターの購入経費、消毒作業の外注経費などが支援対象となっているのに比べ、極めて乏しい内容である。上記②の授業環境の整備・拡充に関する予算措置は1円もなく、③の学生への経済的支援についても、無利子奨学金による対応（後述）しか盛り込んでいない。コロナ禍という現実にまったく対応しない補正予算である。

２．2021年度予算案について

（１）私立大学等経常費補助（以下、私大助成）について

私大助成の2021年度予算額は、2975億円（対前年比▲2億円（▲0.1％））の減額計上となっている。各私立大学でコロナ禍に対応する授業環境の整備や、学生への経済的支援等に係る経費が増大している状況にもかかわらず、私大助成を減額すること自体、到底許しがたい。

そもそも私大助成は、私立大学が日本の大学教育の7割以上を担っている重要性に鑑み、私立学校振興助成法により、「教育研究条件の維持向上」、「大学経営の健全性の向上」、「修学上の経済的負担の軽減」を目的として、各私立大学の教育研究活動に不可欠な基盤的経費を補助するものである。したがって、私大助成創設時には私立大学の経常費の2分の1を補助することが目標とされ、同法成立時の国会附帯決議でも、速やかに2分の1補助を実現することが求められた。しかし、政府が40年近くにわたり私大助成の予算額を抑制・削減してきたため、今日では経常費の1割にも満たない水準にまで落ち込んでおり、平時にあっても多くの私立大学が厳しい経営環境におかれ、私立大学生の学費負担は世界的にも突出して重い状況が続いている。

コロナ禍という緊急事態にあってもなお、公教育機関である私立大学の基盤的経費にも、感染症対策にも必要な予算措置を行わないことは、政府の責任放棄である。

（２）施設・設備関連予算について

　文科省は概算要求において、「安全・安心な生活空間の確保等に必要な基盤的施設等の施設設備費」や、「教育研究の基盤となる設備・装置や、対面・遠隔授業実施の基盤となる構内ＬＡＮの整備」、「私立高校等におけるICT環境の整備」の支援予算として、297億円を要求していた。しかし2021年度予算案では、わずか52億円（前年比▲1億円）しか計上されていない。前述の第3次補正予算額の46億円を加えても98億円でしかない。政府の私立大学に対する冷酷な姿勢がここにも現れている。

（３）学生への修学支援関連予算について

①授業料減免事業に対する補助

　各私立大学が実施している経済的困難な学生への授業料減免事業に対する補助については、私大助成の特別補助の中で措置されてきた。しかし、2020年度から「修学支援新制度」の導入とともに廃止され、これによって住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯以外の中間所得層の学生に対する補助が消失した。日本私大教連は当該予算を個人補助として復活させることを求めてきたが、2021年度予算案にはまったく盛り込まれていない。

新型コロナの影響で家計急変した困窮学生に対する授業料減免支援については、「令和3年度も引き続き実施」するとされたことは一定評価できる。しかし、具体的な予算額が示されておらず、減額された私大助成予算の中で他の費目の予算が削減されるのであれば、本末転倒である。第1次・第2次補正予算と同様に、私大助成の当初予算とは別枠で予算計上すべきである。

②奨学金制度

2021年度予算案では、例年と同様に「無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施する」との謳い文句を掲げているものの、事業規模は前年より縮小させ、貸与人員は9千人減の50万9千人と見積もっている。その根拠は示されておらず、本気で希望者全員に貸与するつもりなのか疑念を抱かせる。

第3次補正予算案に計上した、コロナ禍による家計急変に対応する無利子奨学金の拡大予算90億円の大半は、日本学生支援機構への貸付であり、真水の政府支出ではない。何より、中間所得層は貸与奨学金という名の借金で苦境に対処しろという政策は、到底「支援」という名に値するものではない。

無利子奨学金で支援するというのであれば、せめて成績基準・家計基準を緩和・撤廃し、事業規模を大幅に拡大すべきである。

③高等教育の修学支援新制度

　対象者を住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生に局限して、授業料減免と給付型奨学金を措置する「修学支援新制度」が2020年度より導入された。その財源は消費税増税分を充当するとし、内閣府の少子化対策予算に計上されている。政府は当初、所要額7600億円（国の負担額7100億円）と試算し、国会でも答弁していた。しかし実際の予算額は、2020年度4882億円、2021年度予算案でも4804億円（対前年比▲78億円（▲1.6％））と大きく下回っている。このことについても、政府は明確な根拠を示していない。

　7600億円の事業規模を想定したのであるから、支援新制度の対象を中間所得層に拡大し、支援額を引き上げるとともに、学生の教育を受ける権利とは無縁で、進学の自由を侵害する機関要件や成績要件を撤廃すべきである。また、国際人権規約の高等教育の漸進的無償化に資するものとするために、早急に制度の見直しに着手すべきである。

（４）私立医科大学・私大病院関連予算について

日本私大教連は、私大病院の経営悪化に対する支援、医療従事者、医大生の教育に対する支援を要求してきたが、第3次補正予算案・来年度予算案ともに、新型コロナ対応でひっ迫している私大病院や医療系学部への支援という括りでの予算措置は一切されていない。文科省予算では、一部大学を選定する感染症医療人材育成や研究開発などへの支援が計上されたのみである。

昨年6月には、緊急包括支援交付金によって、医療機関・医療従事者へのさまざまな支援が実施されることが決まったが、都道府県を経由する設計としたために、医療現場への支給が非常に滞っている。例えばコロナ対応従事者慰労金は、11月6日現在で病院を有する私立医科大学29大学のうち、支給決定が3大学、自治体との協議中が8大学しかない（私立医科大学協会調べ）。

感染が急拡大する中、重体の患者のほとんどを受け入れている私大病院のひっ迫・疲弊は限界に達しつつあることは言うまでもない。病院経営の悪化による賃金切り下げも広がっており、状況は極めて深刻である。政府は早急に対策を講じるべきである。

コロナ対策という名目で積んでいる予備費は、補正予算の残高5兆円、来年度予算案でさらに5兆円が積み上げられている。これも活用し、迅速・効率的に医療現場に行き渡る形で、私立大学病院や医療従事者への財政支援、私立大学医学部の教育現場への支援を実施すべきである。

以上